

岩手県告示第308号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、岩手県沿岸漁業改善資金貸付金の元利償還金の収納に関する事務を令和7年4月1日次の者に行わせることとした。

令和7年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
岩手県盛岡市内丸16番1号	東日本信用漁業協同組合連合会岩手支店